

# 業務部速報



No. 89

発行 21. 11. 26

JR東労組 業務部

## 申16号「乗務員の業務等の見直しについて」に関する申し入れを提出!

「乗務員の業務等の見直しについて」提案を受けて以降、職場からの疑問などの声を基に、申 13 号「『乗務員の業務等の見直しについて』に関する解明申し入れ」を提出し、団体交渉を行ってきました。解明交渉では、今提案内容が「働きやすさの向上を図りながら見直しを図っていく」「乗務員勤務制度自体を大きく変更するものではない」「提案内容が行路数の減少になるほど大きな変更にはならない」という考え方が示されました。一方で、3 分前出場と起床点呼後における業務指示のない 5 分については「3 分前としてきた根拠が分からない」「5 分を付けていた根拠が分からない」と、現行運用している制度の根拠が会社として分からないことが示されました。また、発車看視の廃止や在姿状態確認の廃止については車両性能の向上が変更の根拠とする考え方が示されています。しかし、作業のために移動する時間は変わらないことや技術革新は進んでいても過渡期であることを踏まえれば、作業実態が大きく変わらない中で、制度やルールのみを変更することは安全性の向上とゆとりある仕事には繋がらず、働きがいが向上するとは考えられません。乗務労働の特殊性も踏まえて、人間労働であることを前提に、移動時間や準備時間等の必要な労働時間を確保すべきです。したがって、安全レベルの維持・向上を前提に、健康を確保し、ゆとりある職場と仕事とするため、団体交渉を行います。

### 要求項目

1. 人間労働を前提として、移動時間や準備時間等に必要な労働時間を確保し、安全・健康・ゆとりの向上を図ること。
2. 就業規則(別表第2)に「出勤予備の者の1日当り労働時間数を 7 時間 10 分とする」ことを明記した場合の出勤時間の設定は、地方の特情を踏まえ短時間の設定も可能とすること。
3. 早目出場について、乗務に遅れないように余裕を持つ 3 分前出場の本質は変わらないことから、安全・安定輸送の確保のためにも、これまで通り 3 分前出場の時間を加味した労働時間とすること。
4. 発車看視について、安全・安定輸送の確保のため、これまで通り発車看視を行う時間を加味した労働時間とすること。
5. 在姿状態確認について、安全・安定輸送の確保のため、モニタ等で車両状態が確認できない車両については、これまで通り在姿状態確認を行うこと。
6. 点呼箇所と休養室間の移動時間について、箇所により設備環境整備の課題があり移動に要する時間を伴う実態もあるため、箇所の特情を踏まえて点呼箇所と休養室間の移動時間を労働時間として取り扱うこと。
7. 起床点呼後における業務指示のない 5 分間の付加時間について、人間が労働している現実は変わらないため、これまで通り起床後に 5 分間の付加時間を付けること。
8. 運転士による始発列車のドア扱い等の取扱いについては、出区車両及び回送列車で到着し、お客さまが乗車するケースに限定した取扱いとして実施すること。また、運転士に対して必要な教育・訓練を実施するとともに、必要な設備整備を行うこと。なお、案内設定等に必要な作業時間を確保すること。
9. 徒歩時間等の見直しにあたっては、作業実態に踏まえるとともに、お客さま対応等を考慮してゆとりある労働時間を確保すること。

安全・健康を確保し、ゆとりある職場と仕事にするために職場から議論をつくり出そう!